

毎週火、金曜日出刊(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立畜産講習所講習規程
鳥取県種畜場種畜等私下規程の一部改正
鳥取県立種畜場規程等を廃止する規則
鳥取県立種畜場種畜等私下規程の一部改正
鳥取県立種畜場規程等を廃止する規則
鳥取県立種畜場種畜等私下規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県中小家畜試験場処務規程
鳥取県畜産試験場処務規程
鳥取県農山漁村同和对策事業補助金交付要綱
鳥取県立種畜場練習生養成規程等の廃止
鳥取県立種畜場練習生養成規程等の廃止
鳥取県立種畜場練習生養成規程等の廃止
- ◇告示 鳥取県立種畜場練習生養成規程等の廃止
鳥取県立種畜場練習生養成規程等の廃止
鳥取県立種畜場練習生養成規程等の廃止

規則

鳥取県立畜産講習所講習規程をここに公布する。

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県規則第四十号
鳥取県立畜産講習所講習規程

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 講習の期間、科目及び休日(第七条—第九条)
- 第三章 入所、休所、退所及び賞罰(第十条—第十八条)
- 第四章 短期講習(第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条)
- 附 則
- 第一章 総 則

(目的)

第一条 この規程は、畜産の堅実な発展を図り、農業経営の安定を期するため、農村中堅青少年その他に対し、鳥取県立畜産講習所(以下「講習所」という。)において行なう畜産講習について必要な事項を定めること

を目的とする。

(講習生の指導者)

第二条 講習生の指導には、講習所の長(以下「所長」という。)及び所長が適当と認める者があたる。

(定員)

第三条 講習生の募集定員は毎年度別に知事が定める。

(講習所入所出願資格者)

第四条 講習所の入所出願資格者は、身体強健で畜産経営に熱意を有する者で次の各号の一に該当する者とする。

一 第一種講習生 次のイ又はロに該当する者

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に

規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以

上の学力を有すると認められる者

ロ 学校教育法に規定する中学校を卒業後一年以上

農業試験場、農業講習所、経営伝習農場等の農業

に関する講習課程を修了した者又は講習所の第二

種の課程を修了した者

二 第二種講習生 学校教育法に規定する中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

(受講料)

第五条 受講料は、徴収しない。

(手当)

第六条 講習生には、予算の範囲内で、手当を支給することができる。

第二章 講習の期間、科目及び休日

(講習の期間)

第七条 講習期間は、一年とし、毎年四月一日に始まり、

翌年三月三十一日に終る。

(講習科目及び時間数)

第八条 講習科目は、次のとおりとする。

科 目

家畜の飼養管理

草地の造成及び改良、

家畜人工授精

畜産加工

農機具

作物病害虫

飼料及び飼料作物

家畜の生理衛生

獣医学大要

家畜の改良繁殖

土壌肥料

畜産関係法規

農業経済

農業簿記

その他所長が必要と認めるもの

2 講習科目別時間数は、所長が別に定めるものとする。

(休日)

第九条 休日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 前項に定めた休日であつても、所長が必要と認める場合は、随時に学科又は実習を課することができる。

第三章 入所、休所、退所及び賞罰

(入所手続)

第十条 入所希望者は、毎年三月十五日までに、入所願

(様式第一号)に次の書類を添えて、所長に提出しな

ければならない。

一 戸籍抄本

二 履歴書

三 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

四 写真(セミ・プロニー判、無帽半身)

五 身体検査書

(入所選考)

第十一条 入所選考は、毎年三月に行なう。ただし、所長が必要と認めた場合は、随時に選考を行なうことがある。

2 入所選考の期日、場所、方法その他募集に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(入所者)

第十二条 大所を許可された者は、入所と同時に、身元の確実な保証人を定め、誓約書(様式第二号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の保証人が死亡した場合は、前項の例によりあらたに保証人を定め誓約書を提出しなければならない。(寄宿舎)

第十三条 講習生は、寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、所長の許可を受けた者は、この限りでない。(舎費及び食費)

第十四条 舎費及び食費は、所長が定めるところにより、講習生が負担するものとする。

(休所及び退所)

第十五条 疾病その他やむを得ない理由により休所し、又は退所しようとする者は、願書(様式第三号)を提出して所長の許可を受けなければならない。

(退所命令)

第十六条、所長は、講習生が次の各号の一に該当すると

きは、退所を命ずることができる。

一 疾病又は成績不良のため、修了の見込がないと認められる者

二 素行不良又は怠慢のため、講習生として不適当と認められる者

三 この規則又は所長の指示に従わない者

(修了証書)

第十七条 所長は、所定の課程を修了した者には、修了証書(様式第四号)を授与する。

(表彰)

第十八条 所長は、成績が優秀であつて他の講習生の模範となると認められる者に対し、表彰状を授与することができる。

第四章 短期講習

(短期講習)

第十九条 講習所においては、農業技術者又は一般農家に対し技術を伝習するため、短期講習を行なうことができる。

2 短期講習の科目、期間、人員その他短期講習に関し必要な事項は、そのつ度所長が別に定める。

第五章 雑則

(その他)

第二十条 この規程に定めるもののほか、講習所で行なう講習に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

様式第一号

入 所 願

このたび貴所講習生として入所したいので関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

住 所

氏 (ふりかな) 名

鳥取県立畜産講習所所長殿
様式第二号

印 収 入
紙 紙

誓 約 書

このたび入所を許可せられたについては、規程等を堅く守り専心勉強することを誓います。

本籍地

現住所

本人 氏 名

生年月日

右 このたび入所を許可せられたについては、規程等を堅く守らせ、

なお本人在所中の一切の事件は私が引き受けます。

年 月 日

本籍地

現住所

本人との関係

右 保証人 氏 名 ㊦
鳥取県立畜産講習所長殿
様式第三号

休(退)所願
このたび次の理由によつて休(退)所したいので許可
されるようお願いいたします。

理由
年 月 日
本人 氏 名 ㊦
鳥取県立畜産講習所長殿
第式第四号

修了証書
氏 名
生年月日
右の者は、本所第 種所定の課程を修了したことを
証する。

年 月 日
鳥取県立畜産講習所長 氏 名 ㊦

鳥取県種畜場種畜等払下規程の一部を改正する規則を
ここに公布する。
昭和三十七年九月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号
鳥取県種畜場種畜等払下規程の一部を
改正する規則

鳥取県種畜場種畜等払下規程(昭和二十五年三月鳥取
県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
鳥取県種畜等払下規程

第一条中「種畜場長(以下場長という。)」を「鳥取
県畜産試験場場長又は鳥取県中小家畜試験場場長(以下場長
という。)」に改める。
様式中「鳥取県種畜場長」を「鳥取県畜産試験場場長
鳥取県中小家畜試験場
長」に改める。

附 則
鳥取県立畜産講習所長 氏 名 ㊦

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月
一日から適用する。

鳥取県立種畜場規程等を廃止する規則をここに公布す
る。
昭和三十七年九月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号
鳥取県立種畜場規程等を廃止する規則

次に掲げる県令及び規則は廃止する。
鳥取県立種畜場規程(大正四年四月鳥取県令第十四号)
鳥取県立山陰酪農講習所規程(昭和三十一年四月鳥取県
規則第二十五号)

無畜農家解消具有牛貸付規則(昭和二十三年九月鳥取県
規則第五十七号)

無畜農家解消具有綿羊貸付規則(昭和三十四年七月鳥取
県規則第六十五号)

附 則

鳥取県種畜場種畜等払下規程の一部を改正する規則を
ここに公布する。
昭和三十七年九月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号
鳥取県種畜場種畜等払下規程の一部を
改正する規則

鳥取県種畜場種畜等払下規程(昭和二十五年三月鳥取
県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
鳥取県種畜等払下規程

第一条中「種畜場長(以下場長という。)」を「鳥取
県畜産試験場場長又は鳥取県中小家畜試験場場長(以下場長
という。)」に改める。
様式中「鳥取県種畜場長」を「鳥取県畜産試験場場長
鳥取県中小家畜試験場
長」に改める。

附 則
鳥取県立畜産講習所長 氏 名 ㊦

この規則は、公布の日から施行する。
鳥取県立種畜場規程等を廃止する規則をここに公
布する。
昭和三十七年九月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号
鳥取県立種畜場規程等を廃止する規則

次に掲げる県令及び規則は廃止する。
鳥取県立種畜場規程(大正四年四月鳥取県令第十四号)
鳥取県立山陰酪農講習所規程(昭和三十一年四月鳥取県
規則第二十五号)

無畜農家解消具有牛貸付規則(昭和二十三年九月鳥取県
規則第五十七号)

無畜農家解消具有綿羊貸付規則(昭和三十四年七月鳥取
県規則第六十五号)

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号
県有種めす豚貸付規則を廃止する規則
第十三号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に貸し付けた県有種めす豚については、その貸付期間満了のときまでは、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県中小家畜試験場

鳥取県中小家畜試験場処務規程を次のように定める。

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県中小家畜試験場処務規程

(目的)

第一条 鳥取県中小家畜試験場(以下「試験場」という。)の処務については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(職員の職務)

第二条 場長は、職員の事務分担を定めるときは、そのつ度知事に報告しなければならない。

(事務分掌)

第三条 試験場の係の分掌事項の基準は、次のとおりとする。

庶 務 係

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の収受、発送、審査、記録及び保管に関する事。
- 三 試験場の管理に関する事。
- 四 職員の身分及び服務に関する事。
- 五 場内の事務の総合調整に関する事。

- 六 予算経理に関する事。
 - 七 現金、有価証券及び物品の出納保管に関する事。
 - 八 県有財産の取得、管理及び処分に関する事。
 - 九 物品の購入、貸借、修繕及び処分に関する事。
 - 十 その他他の係に属さない事務に関する事。
- 養 豚 係
- 一 豚の改良繁殖及び経済性の試験研究に関する事。
 - 二 産肉能力検定に関する事。
 - 三 豚の人工授精の試験研究及び精液の配付に関する事。
 - 四 豚の育成、飼養、管理及び処分に関する事。
- 養 鶏 係
- 一 鶏の改良及び経済性の試験研究に関する事。
 - 二 食鶏の試験に関する事。
 - 三 鶏の人工授精の試験研究に関する事。
 - 四 鶏の育成、飼養、管理並びに鶏及び鶏卵の処分に関すること。
- 飼 料 係

- 一 飼料作物の利用試験に関する事。
 - 二 厩肥及び鶏糞の処理並びに利用に関する事。
 - 三 場内圃場の整備及び管理に関する事。
 - 四 飼料の分析及び鑑定に関する事。
- (事務の代決)
- 第四条 場長に事故があるときは、あらかじめ、場長が指定した係長がその事務を代決する。
- 2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後聞を受けなければならない。ただし、定例又は軽易な事項については、この限りでない。
- (業務功程)
- 第五条 場長は、毎年四月末日までに、前年度における業務功程を知事に報告しなければならない。
- (事務の引継)
- 第六条 場長が、転職し、免職され又は退職した場合は、すみやかに、書類、帳簿その他重要事項について、事務引継書を作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引継がなければならない。

2 前項の引き継ぎを完了したときは、連署してその状況を知事に報告しなければならない。

(その他)

第七条 この規程に定めるものを除くほか、事務の処理について必要な事項は、場長において別に定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附 則

この規程は、昭和三十七年四月一日から適用する。

鳥取県訓令第七号

鳥取県畜産試験場

鳥取県畜産試験場処務規程を次のように定める。

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県畜産試験場処務規程

(目的)

第一条 鳥取県畜産試験場(以下「試験場」という。)

の処務については別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(職員の職務)

第二条 場長は、職員の事務分担を定めるときは、そのつ度知事に報告しなければならない。

(事務分掌)

第三条 試験場の係の分掌事項の基準は、次のとおりとする。

庶務 係

一 公印の管守に関する事。

二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事。

こと。

三 試験場の管理に関する事。

四 職員の身分及び服務に関する事。

五 場内の事務の総合調整に関する事。

六 予算経理に関する事。

七 現金、有価証券及び物品の出納保管に関する事。

八 県有財産の取得、管理及び処分に関する事。

九 物品の購入、貸借、修繕及び処分に関する事。

十 その他他の係に属さない事務に関する事。

種畜第一係

一 和牛の改良繁殖及び経済性の試験研究に関する事。

こと。

二 家畜人工授精の試験研究及び精液の配付に関する事。

こと。

三 和牛及び乳用種雄牛の育成、飼養、管理及び処分に

に関する事。

四 種畜の後代検定に関する事。

種畜第二係

一 乳牛の改良、繁殖及び経済性の試験研究に関する

こと。

二 乳用牝牛の育成、飼養、管理及び処分に

と。

種 鶏 係

一 種鶏の改良試験に関する事。

二 産卵能力集合検定に関する事。

三 種鶏の飼育方法、管理、ふ卵、育雛及び処分

すること。

草地飼料係

一 飼料作物及び牧草の栽培及び利用試験に関する

こと。

二 厩肥の利用試験に関する事。

三 場内圃場の整備及び管理に関する事。

(事務の代決)

第四条 場長に事故があるときは、あらかじめ、場長が

指定した係長がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後継を

受けなければならない。ただし、定例のもの又は軽易

なものについては、この限りでない。

(業務功程)

第五条 場長は、毎年四月末日までに、前年度における

業務功程を知事に報告しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第六条 場長が、転職し、免職され又は退職した場合は、

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十七年度鳥取県農山漁村同対策事業
補助金交付要綱

すみやかに書類帳簿その他重要事項につき事務引継書を作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引継がなければならない。

2 前項の引き継ぎを完了したときは、連署してその状況を知事に報告しなければならない。
(その他)

第七條 この規程に定めるものを除くほか、事務の処理について必要な事項は、場長において別に定め、知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附 則
告 示

鳥取県告示第四百七十六号

昭和三十七年度鳥取県農山漁村同和対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十七年度鳥取県農山漁村同対策事業
補助金交付要綱

(趣旨)
第一條 同和対策の一環として行なう農山漁村同和対策事業(以下「事業」という。)に要する経費に対する補助金の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第三十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)
第二條 補助対象の経費は、次の各号のとおりとし、事業の種目及び内容並びに事業を行なうに要する経費に對する県の補助率は、別表に定めるところによる。

一 市町村が行なう事業に要する経費
二 農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、部落団体等が行なう事業に要する経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

(補助金交付の申請)

第三條 規則第五條の規定に基づき、補助金の交付を申請する場合における当該申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は、別記様式第一号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出部数は、正副二通とし、その提出の時期は、当該申請に係る事業の承認の日から十五日以内とする。

(申請事項の変更)

第四條 規則第十一條第一項の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記様式第二号の補助事業変更承認申請書を、知事に提出しなければならない。

2 規則第十一條第一項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

一 個々の事業(土地整備事業のうち受益面積二〇町歩以上のかんがい排水、客土、若しくは区画整理の事業又は一、〇〇〇メートル以上の農道開設事業を除く。)又は施設について、その事業箇所若しくはその施設の設置場所の変更、事業主体の変更又は事

業費若しくは事業量の二割以上の変更

二 前号のかつこ内の事業については、補助事業費の一〇パーセントに相当する額と五〇万円とのいずれか低い額をこえる額の流用又は、工事量一〇パーセントをこえる増減

三 個々の事業又は施設について、その事業若しくは施設の事業種目の変更又は施設の基本構造若しくは機械設備品目の変更

(実績報告)

第五條 規則第十八條の規定による実績報告書は、別記様式第四号のとおりとし、補助事業完了の日から起算して二十日以内又は当該補助金の交付決定のあつた翌年度の四月五日までに知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第六條 規則第二十二條第二項の規定による補助金の交付の請求は、別記様式第五号の概算払請求書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

別表

土地整備事業費補助金		事業種目	事業内容	補助率
共同作業所	増反開墾	かんがい排水	受益面積おおむね三町歩以上とする 受益面積おおむね三町歩以上とする 受益面積おおむね三町歩以上とする 受益面積おおむね三町歩以上(延長二〇〇メートル以上(有効中員一、二メートル)四メートル)とする。	五パーセント以内 四六パーセント以内 四六パーセント以内 四六パーセント以内
共同作業所	客区画整理	農道開設	受益面積おおむね二町歩以上二〇町歩以下とする。 上記に規定する事業のほか農林大臣が特に必要であると認めたる事業	三〇パーセント以内 四五パーセント以内 四五パーセント以内 四五パーセント以内
共同利用農機具	共同作業所	林業機械化施設	建物及び原動機、脱穀機、もみすり機、精米機、精麦機、飼料調整機、わら加工機等とし漁具保管設備を兼ねる場合を含むものとする。(ただし農林漁業団体が行う加工施設を除く。)	六四パーセント以内
沿岸小型漁船	共同作業所	沿岸小型漁船	動力耕耘機、原動機、脱穀機、もみすり機、精米機、精麦機、防除機、乾燥機、わら加工機、飼料調整機(サイロ型)を含む。(揚水機及び泥土揚機とする。)	〃
共同作業船	共同作業所	共同作業船	自動のこ、下刈機、簡易集材機、移動製材施設、(丸のこ、目立機、のこ台、原動機)等とする。	〃
共同育す所	共同作業所	共同育す所	沿岸小型漁船の建造及び漁船機器の設置とする。漁船一隻当りの規模は総トン数二(五)トンの動力船とする。作業船の建造及び作業船機器の設置とする。作業船一隻当りの規模は総トン数二(五)トンの動力船とする。建物、ふ卵器、育す器、その他付帯設備とする。	〃

2 事業が年度内に完成する場合において、未受領額の概算払を必要とするときは、補助金交付の決定のあつた年度の一月三十一日現在における当該事業の遂行状況報告及び補助金概算払請求書(別記様式第六号)を当該年度の二月十日までに知事に提出しなければならない。

附 則
この要綱は、昭和三十七年度分の補助金に適用する。

共同・畜舎 雑番共同飼育所 しいたけ不時栽培施設 共同防除施設 農機具保管施設 魚 巢 真珠貝かき養殖 いかだ 共同加工施設 共同集荷所 共同貯蔵所 共同船巻揚施設 特認事業	建物、サイロ、きり肥舎その他付帯設備とする。 建物、その他付帯設備とする。 建物、その他付帯設備とする。 動力ポンプ、配管、コンクリートそり、ポンプ室その他付帯設備とする。 建物及び簡易な修理施設、その他付帯設備とする。 魚巢造成のための船礁、コンクリート礁等を設置するために必要な沈設資材及び沈設費とする。 眞珠母貝、かき養殖いかだ施設を設備するために必要な資材及び構築費とする。 建物及び加工用機械器具その他付帯設備とする。 建物及び付帯設備とする。 建物及び付帯設備とする。 動力巻揚機、コンクリート斜路その他付帯設備とする。 右記に規定する施設のほか農林大臣が特に必要であると認めた施設
" " " " " " " " " " " "	

(別記様式第1号)

昭和37年度農山漁村同和対策事業計画及び収支予算書

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の内容及び経費の配分
事業計画

地区名	事業箇所又は施設 の設置場所	事業種目	事業主体	事業量	単 価	事業費	負担区分			施行方法	摘 要
							県	市町村	負担		
					円	円	円	円			

(注) 別表の昭和37年度農山漁村同和対策事業の種類及び内容並びに補助率欄に掲げる土地整備事業のうち受益面積20町歩以上(農道については延長1,000m以上)のものにかかわる申請書は別に作成し知事に提出すること。

附表 施設別設計書(別添)

(注) 設計書の様式は(様式附)のとおりとする。ただし受益面積20町歩以上(農道については延長1,000m以上)の土地整備事業については現行団体営土地改良事業の補助金交付申請書に添付している実施設設計書又は出来型設計書の様式によるものとする。

- (3) 事業の効果
- (4) 事業の完了(予定)年月日
- (5) 市町村の補助金交付に関する規定又は要綱
- (6) 収支予算
収入の部

区	分	本年度予算額	前年度予算額	比増	較減	摘	要
県	費	円	円	円	円		
農山漁村同和对策事業費補助金							
市	町 村 費						
農山漁村同和对策事業費補助金							
計							

支出の部

区	分	本年度予算額	前年度予算額	比増	較減	摘	要
農山漁村同和对策事業費補助金		円	円	円	円		
計							

(様式附)

(表紙)

地 区 名	番 号	事 業 種 目
-------	-----	---------

昭和37年度
農山漁村同和对策事業(出来型)設計書

昭和 年 月 日
県 市(郡) 町(村) 番地
事業主体名

設計説明書

1. 事業種目	
2. 施行箇所	
3. 事業量及び経費	
4. 工事の概要	
5. 施行方法	
6. 施行期間	
7. 施行後の管理方法	
8. 事業の概要	
摘 要	

経費内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備	考
			円			

〇〇費明細書

工事種類	材料	規格		数量	単位	単価	金額	備	考
		巾	長さ						
							円		

単価表

名	称	規格	数量	単位	単価	金額	備	考
					円			

数量計算表

個	所	構		造	備	考

工事雑費明細書

区分及び名称	摘	要	数量	単位	単価	金額	備	考
					円			

労務資材調書

労務資材	工事種類	計		単位	単価	金額

機械器具資材購入費

品目	型式、銘柄、等級、品質等	数量	単価 円	金額 円	備考

設 計 図

(別記様式第2号)

昭和37年度農山漁村同和対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

市町村長 氏 名

昭和37年 月 日付け受農企第 号で補助金交付決定通知があつた〇〇事業の実施について下記のとおり変更いたしたいので、昭和37年度鳥取県農山漁村同和対策費補助金交付要綱第4条の規定によりその承認を申請する。

記

1 変更の理由

2 変更事業内容及び変更経費配分
変更事業内容

地 区 名	事業箇所又は施設 の設置場所	当 初 計 画				変 更 計 画			
		専 業 種 目	事 業 主 体	事 業 量	事 業 費 円	専 業 種 目	事 業 主 体	事 業 量	事 業 費 円

(注) 別表の昭和37年度鳥取県農山漁村同和対策事業の種目及び内容並びに補助率欄に掲げる土地整備事業のうち、受益面積20町歩以上のものにかかる事業変更承認申請書は別に作成し知事に提出する。

(附表) 原設計変更設計対照表、変更計画書及び設計図

(注) 1 受益面積20町歩以上の土地整備事業については、現行団体営土地改良事業の補助金交付申請書に添付している実施設計書の様式により変更設計書を提出するものとする。

2 附表の様式は様式附のとおりとする。ただし、20町歩以上の土地整備事業については(様式附)の添付を要しない。

(様式附)

(1) 原設計、変更設計対照表

科目	原 設 計			変 更 設 計			増 減 (減は朱書)			
	数量	単 位	単 価	数量	単 位	単 価	数量	単 位	単 価	金額

(2) 変更設計書及び設計図

(注) 本調査は当初設計を変更する場合又は事業種目を新設する場合に添付するものとする。

(別記様式第3号)

昭和37年度農山漁村同和対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

市町村長 氏 名 ⑧

昭和 年 月 日付け発農企第〇〇号で交付決定通知のあった農山漁村同和対策事業を実施したので昭和37年鳥取県農山漁村同和対策費補助金交付要綱第6号の規定により下記のとおりその実績を報告する。

(1) 事業の目的 記

地 区 名	事業箇所又は施設の設置場所	事業種目	事業主体	事業量	単 価	事業費	負 担 区 分		施行方法
							県	市町村	
					円	円			

当

初

(2) 事業の内容及び経費の配分

事業の実績

地 区 名	事業箇所又は施設の設置場所	事業種目	事業主体	事業量	単 価	事業費	負 担 区 分		施行方法
							県	市町村	
					円	円			

実

(注) 別表の昭和37年度鳥取県農山漁村同和対策事業の種目及び内容並びに補助率欄に掲げる、土地整備事業のうち受益面積20町歩以上(農道については1,000㎡以上)のものにかかる実績報告書は別表に提出すること。

別表 施設別設計書(別添)

(注) 設計書の様式は(様式附)のとおりとする。ただし受益面積20町歩以上(農道については1,000㎡以上)の土地整備事業については現行団体営土地改良事業の補助金交付申請書に添付している実施設計書又は、出来形設計書の様式によるものとする。

- (3) 事業の効果
- (4) 事業の完了年月日
- (5) 市町村の補助金交付に関する規定又は要綱
- (6) 収支精算

収入の部

区 分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比 較		摘 要
			増	減	
県 費					
農山漁村同和対策事業費補助金					
市 町 村 費					
農山漁村同和対策事業費補助金					
計					

支出の部

区 分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比 較		摘 要
			増	減	
農山漁村同和対策事業費補助金					

計					
---	--	--	--	--	--

(別記様式第4号)

鳥取県知事 氏 名 殿

番 年 月 日 号

市町村長 氏 名 殿

昭和37年度農山漁村同和対策費補助金の概算払の請求について

昭和 年 月 日付け受農企第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について下記により金円を概算払

によつて交付されたく請求する。

昭和37年度農山漁村同和対策費補助金概算払請求書

事業種目	補助事業に要する費 円	県 費 円	同左中の割相当額 円	第4/2半期請求 金額		第4/3半期請求 金額		第4/4半期請求 金額		専ら完了年月日	備考
				出来高	金額	出来高	金額	出来高	金額		

(注) 計画変更申請費の場合における記入方法は、当初計画、変更計画申請中のものを赤字で二段書とする。(別記様式第5号)

鳥取県知事 氏 名 殿

市町村長 氏 名 ④

昭和37年度農山漁村同和対策事業遂行状況報告及び補助金概算申請書

昭和 年 月 日付け受農企第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について昭和38年1月31日現在の年度内事業遂行見込状況を下記のとおり報告する。なお、年度内予定事業遂行のため必要があるので補助金未受領額 円を概算払によつて交付されたく請求する。

記

事業の種類	年間計画		年度内完成予定		翌年度繰越予定		備	考
	事業費	費	事業費	費	事業費	費		
	円	円	円	円	円	円		
計								

鳥取県告示第四百八十三号

次に掲げる告示は、昭和三十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立種畜場練習生養成規程(昭和三十七年四月鳥取県告示第二百一十一号)

鳥取県温泉利用畜産加工所設置規程(昭和二十三年九月鳥取県告示第四百二十一号)

鳥取県中小農家向家畜預託事業費補助金交付要綱(昭和三十三年十一月鳥取県告示第六百四十一号)

鳥取県乳牛導入実施要綱(昭和二十九年三月鳥取県告示第四百十四号)

附 則

この告示は、昭和三十七年九月五日から施行する。

鳥取県告示第四百八十四号

県有種雄鶏付要綱(昭和三十二年三月鳥取県告示第九九号)は、昭和三十七年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示施行前に貸し付けた県有種雄鶏については、その貸付期間満了のときまでは、なお従前の例による。

昭和三十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗